社会福祉振興助成業務費		1,418		
退職手当共済業務費		96,170		
心身障害者扶養保険業務費		20,978		
年金担保貸付業務費		2,030		
労災年金担保貸付業務費		30		
承継債権管理回収業務費		3,305		
一般管理費		1,165		
雑損		273		
抵当権移転登記引当金繰入		562	178,863	
⑵　（控除）自己収入等				
福祉医療貸付事業収入	△	47,648		
経営指導事業収入	△	38		
福祉保健医療情報サービス事業収入	△	7		
退職手当共済事業収入	△	50,210		
心身障害者扶養保険事業収入	△	25,672		
年金担保貸付事業収入	△	2,164		
労災年金担保貸付事業収入	△	28		
承継債権管理回収業務収入	△	37,276		
財務収益	△	185		
雑益	△	66		
退職給付引当金戻入益	△	401		
貸倒引当金戻入益	△	1,084	△ 164,784	
業務費用合計				14,078
Ⅱ　損益外減価償却相当額				21
Ⅲ　引当外賞与見積額				3
Ⅳ　引当外退職給付増加見積額				△ 2,886
Ⅴ　機会費用				
政府出資等の機会費用				4,840
Ⅵ　行政サービス実施コスト				16,056

注記

1．重要な会計方針

⑴　運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

事業の性格上、国の政策に即して柔軟かつ継続的に業務運営を実施する必要があるとともに、年度途中において景気の変動等を要因とした業務量の変化や新たな業務の取組みが求められることから、年度計画において業務の達成度を測る定量的指標を設定すること、また、一定の期間の経過を業務の進行と見なすことが困難であるため、業務達成基準及び期間進行基準を採用せずに、費用進行基準を採用しております。

⑵　減価償却の会計処理方法

①　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　２～46年
構築物　　８年
車両運搬具　　６年
工具器具備品　２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

②　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

①　一般勘定、共済勘定及び保険勘定

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。企業年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により企業年金基金への掛金および年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金等に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

（追加情報）

当機構は確定給付企業年金法に基づき、厚生年金基金の代行部分について平成26年10月１日付けで厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。これに伴い、厚生年金基金制度から確定給付企業年金制度へ移行しております。

②　年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は発生年度において一括費用処理しております。

（追加情報）

当機構は確定給付企業年金法に基づき、厚生年金基金の代行部分について平成26年10月１日付けで厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。これに伴い、厚生年金基金制度から確定給付企業年金制度へ移行しております。

厚生年金基金代行部分の過去分返上の認可を受けたことにより、当事業年度に与える影響額は438,486,881円であり、臨時利益に計上しております。

⑷　法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

退職手当給付費支払資金、心身障害者扶養保険責任準備金については、独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年９月30日厚生労働省令第148号）及び独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定の方法について（平成20年３月28日社援発第0328068号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき算出した額を計上しております。

⑸　貸倒引当金の計上基準

①　一般勘定及び承継債権管理回収勘定

貸付金債権の貸倒れによる損失に備えるため、次の方法により計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等にある債務者の債権については、債権ごとに債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減算した残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者の債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額に債務者の支払能力を総合的に判断して貸倒見積高を計上しております。

上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。